平成２１年（フ）第３９６１号
札幌市豊平区平岸３条12丁目５番７―306号
破産者　佐藤　康弘
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８３号
札幌市東区北35条東１丁目２番11号　アップルハウス北35―105号
破産者　長　　勝憲
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１３号
岩手県紫波郡紫波町二日町字向山148番地
破産者　菊池　　司
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３０７号
福島県郡山市西ノ内１丁目18番10号
破産者　古川　隆一
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
愛知県江南市宮後町王塚74番地
破産者　関山　広一
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１号
三重県桑名市江場1365番地、住民票上の住所三重県尾鷲市須賀利町328番地１
破産者　川富　利仁
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第５２号
三重県尾鷲市須賀利町328番地１
破産者　川富　光仁
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２７７号
神戸市西区伊川谷町有瀬728番地の１ソレイユアリセ301号
破産者　丸野　方志
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
神戸市西区学園西町７丁目１番地749―404号、旧住所神戸市西区学園西町７丁目１番地751―505号
破産者　高木　直宏
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
奈良県生駒郡斑鳩町服部１丁目８番15号
破産者　川邉　　正
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
山口県下松市清瀬町３丁目15番27号
破産者　瀬戸内住宅設備こと　木村　敦志
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３７号
熊本県八代市古閑浜町3533番地
破産者　下川　一子
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７１２号
大分市大字光吉2114番地の８　市営２Ａ９―128
破産者　吉田　敏美（旧姓森田）
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３９号
三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦384番地１
破産者　濵口　達二
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第６９号
群馬県前橋市荒牧町933番地１
破産者　有限会社泉屋商事
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第１９６１３号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号
破産者　株式会社セイム
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３３号
東京都清瀬市中清戸１丁目515番地19
破産者　株式会社登内商事
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０５０号
東京都練馬区三原台２丁目２－１―202
破産者　猪又　　等
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９１７号
東京都江戸川区南小岩７―38―26―101、住民票上の住所埼玉県所沢市大字山口5244―191―１―201
破産者　長尾　正義
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部